

「中抜け」指導について

次のような行為は「中抜け(授業をさぼる、怠ける)」として生徒指導報告書の対象となります。

授業内遅刻

- ・ 登校しているにも関わらず、授業に5分以上遅刻した。
- ・ 授業中に無断で退出した。
- ・ 給食を食べたが、STに出席せず、1限の授業に遅刻した。

遅刻

- ・ 遅刻をしたが、すぐに遅刻届の手続きをとらなかった。
- ・ 遅刻届の手続きをとったが、すぐに教室に入らなかった。

早退

- ・ 無断で早退をした。
- ・ 手続きをとって早退したが、校内や学校周辺に残るなどすぐに帰宅しなかった。

ST

- ・ 帰りのST(短縮授業、定期考査中など)に出席しなかった。

その他

- ・ 登校後、無許可で校外に出た。

*生徒指導報告書の数によって、保護者同席による注意や特別指導を受けることとなります。